

# eメール 119 番 ・ FAX119 番

## ご利用案内

このシステムは、言語による 119 番通報が困難な聴覚及び、言語障害者等が緊急通報を行う補助手段として、携帯電話及び PHS から電子メールを利用して消防指令センターに 119 番通報（火災や救急などの緊急通報）若しくは FAX を利用して 119 番通報を行い、消防車や救急車の要請ができるものです。

なお、近くの方に助けを求めることができるときは、通報を依頼してください。

### 1. 利用対象者

新城市、設楽町、東栄町及び豊根村に在住、在勤又は通学している聴覚又は、言語・音声等に機能障害がある方が対象となります。

### 2. 利用範囲

新城市消防本部管内（新城市・設楽町・東栄町・豊根村）及び、豊橋市、豊川市、蒲郡市・田原市

### 3. 利用条件

- (1) 新城市消防本部に対し、eメール 119 番・FAX119 番各種申請書にて申請された方のみ利用することができます。
- (2) eメール 119 番のご利用にあたっては、インターネットを使用する、電子メール機能を有した携帯電話等による情報提供が必要です。

### 4. 利用手続

#### (1) 申請について

eメール 119 番・FAX119 番の各種申込みについての窓口は、新城市消防防災センター及び各分署、出張所又は管内の市町村役場の福祉担当が窓口です。

この各窓口若しくは、新城市ホームページより「eメール 119 番・FAX119 番各種申請書」を取得し、必要事項を記入の上、各窓口へ提出してください。

#### (2) 登録・利用開始通知について

eメール 119 番・FAX119 番各種申請書にて申請後、おおむね 10 日以内に申請登録が完了します。

申請登録が済み次第、消防指令センターから登録者に対し、「eメール 119 番利用の登録をしました。消防指令センターの eメール 119 番専用のメールアドレスは〇〇〇〇〇です。今からご利用できます。」とメールで通知します。

尚、FAX119 番につきましては、申請時に FAX 番号が記入された「FAX119 番緊急通報用紙」をお渡し致しますので、これを利用し通報してください。

### (3) 利用開始について

eメール119番の利用を開始するには、消防指令センターから通知のあったeメール119番専用のメールアドレスを、ご利用の携帯電話やインターネット端末にあらかじめ登録し、緊急時スムーズに通報が行えるよう準備を整えておくことをおすすめします。

又、FAX119番の利用を開始する場合にも、申請時にお渡ししました「FAX119番緊急通報用紙」の太枠部分をあらかじめ記入し、緊急時スムーズに通報が行えるよう準備を整えておくことをおすすめします。

### (4) 申請変更及び利用中止について

申請事項の変更又は、利用を中止する場合は、利用申請時と同様の書類に必要な事項を記入し各窓口へ提出してください。

## 5. eメール119番通報要領

携帯電話機又はインターネット端末機から消防指令センターのeメール119番専用メールアドレスへ電子メールにより通報してください。

メール通報例

だいめい きゅうきゅう かさい  
題名：救急（火災）

ほんぶん  
本文：●○が痛い（が燃えています） ●○市●○町字●○番地●○マンション  
●○号室の●○●○です。 目標は●○です。

(注) メール通報を受付けしたのち、消防指令センターから確認メールを送ります。

消防指令センターからの確認メール

RE： きゅうきゅう かさい  
救急（火災）

ほんぶん  
本文：こちらは消防指令センターです。あなたの救急（火災）通報メールを●○  
時●○分に受付しました。救急車（消防車）がそちらに向かっています。  
近づいてきたら手を大きく振って誘導してください。

## 6. 利用上の注意事項(利用申請される場合は必ずご了承願います。)

- ◆ eメール 119 番通報は、一般の電子メールサービスを使用しますので、遅延または消失することがあります。
- ◆ eメール 119 番通報は、通信可能な場所にて送信、受信してください。
- ◆ eメール 119 番通報は、登録されたアドレス以外からの通報は受信できません。
- ◆ eメール 119 番通報受信後に、「救急車が向かいました。」などの返信メールを送信します。また、通報者のいる場所が特定できない場合にも、確認のための返信メールを送信します。この返信メールが届かない場合や、あなたのいる場所の住所地がわからない場合などは、近くの方に助けを求めるなど別の手段で通報してください。
- ◆ eメール 119 番通報は、新城市消防本部、豊橋市消防本部及び豊川市消防本部管内、蒲郡市消防本部管内、田原市消防本部管内からの要請に限り利用することができます。
- ◆ これらの消防本部の業務区域外において消防機関に緊急通報する場合は、近くの方に助けを求めるなど別の手段で、管轄する消防機関に通報してください。
- ◆ eメール 119 番通報を利用する場合の通信利用料は、利用者負担となります。
- ◆ eメール 119 番専用のメールアドレスは、絶対に他に漏らさないでください。
- ◆ eメール 119 番通報は、緊急通報用専用ですので、問い合わせなどには使用しないでください。尚、eメール 119 番に関するお尋ねなどがありましたら、下記へお気軽にご相談ください。

【問合せ先】 東三河消防指令センター

〒440-0874 豊橋市東松山町 23 番地

電 話：0532-51-2075

F A X：0532-56-0033

E-mail：tsushinshirei@city.toyohashi.lg.jp

(eメール 119 番のメールアドレスではありません)